

保存種別 第1種

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙都交発第10号
平成12年3月17日
警察庁交通局長

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に
伴う交通警察の運営について

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成12年
国家公安委員会規則第6号。以下「改正規則」という。）の趣旨及び要点については、
「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行につ
いて」（平成12年3月17日付け警察庁乙交発第5号）をもって通達された。その事務
処理上の留意事項等は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにさ
れたい。

なお、以下この通達において、「法」とは自動車の保管場所の確保等に関する法律（
昭和37年法律第145号）を、「規則」とは改正規則による改正後の自動車の保管場
所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）を、「旧規
則」とは改正規則による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則をい
うものとする。

記

1 申請書の添付書面に係る規定の整備（規則第1条第2項関係）

保管場所の確保を証する書面（以下「保管場所証明書」という。）の交付の申請書
の添付書面については、旧規則第1条第1項後段に規定されていたところであるが、
これを規則第1条第2項として整理するとともに、同第2号において、所在図につい
て、「当該申請に係る使用の本拠の位置」を表示するべきものであることを明文化す
ることとしたものである。

2 所在図の省略に係る規定の整備

（1）申請に関する規定の整備（規則第1条第3項関係）

保管場所証明書の交付の申請を行う場合において、申請に係る使用の本拠の位置
が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものを
いう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所
が旧自動車の保管場所とされているときは、申請に係る申請書に旧自動車に表示さ
れている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すれば、原則として、所在図
の添付を省略することとしたものである。

これは、申請書に所在図を添付しなければならないこととされている趣旨が、①
使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離等の審査に使用すること及び②現
地調査に使用することであるところ、本項に規定する場合は、①の趣旨からは、保

管場所管理システムにより申請に係る使用の本拠の位置及び保管場所の位置が旧自動車のものと同一であることが確認できれば、旧自動車に係る保管場所の申請の際既に距離等について審査済みであることから所在図は不要であり、また、②の趣旨からは、地図等を参照することとすれば必ずしも所在図を要しないとの考え方によるものである。

なお、留意事項は次のとおりである。

ア 自動車に係る取引においては、申請に係る自動車の保管場所として予定している場所が旧自動車の保管場所とされているときに、当該場所を申請に係る自動車の保管場所とする保管場所証明書の交付の申請等一連の手続が行われ、その後、旧自動車が手放されると同時に申請に係る自動車が納車されるという形態が一般的であることにかんがみ、規則第1条第3項は、このような形態の自動車に係る取引の際の保管場所証明書の交付の申請について、所在図の添付を省略することができることとしたものである。

したがって、申請の時点で旧自動車を保有していない場合は同項の対象に含まれない。また、旧自動車を手放さなければ、当該旧自動車に係る保管場所である場所を申請に係る自動車の保管場所とすることはできないのは当然のことであり、同じ場所を2台以上の自動車の保管場所とすることを認めるものではない。

イ 「表示されている保管場所標章」とは、法第6条第2項等の規定により表示されているものをいう。したがって、当該規定に違反するなどして旧自動車に保管場所標章が表示されていない場合は対象とならない。

ウ 「保管場所標章番号」を記載することを要件としているのは、申請を受理する時点で、申請に係る使用の本拠の位置及び保管場所の位置が旧自動車のものと同一であるか否かを保管場所管理システムにより確認するためである。したがって、要件を満たしていないことが判明した場合には、所在図の添付の省略は認められないため、速やかに所在図の提出を求めることが求められる。

エ 規則第1条第3項ただし書は、所在図の添付の省略を認める場合であっても、「警察署長は、当該申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。」としている。これは、例えば、別荘地等申請に係る場所の位置が分からぬこと又は極めて分かりづらいことにより、かえって保管場所証明書の交付までに時間がかかることとなれば、所在図の添付の省略を認めて国民の負担を軽減しようとする趣旨が没却されるため、現地調査に重大な支障が生じる場合に限り、所在図の添付を省略できる場合であっても、例外的にその提出を求めることができることとしたものである。

警察署長が所在図の提出を求める能够性は、申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために必要があると認めるときであることから、申請者からの申告に基づく地図による確認等によりそれらを知ることができの場合には、求めることはできない。また、そもそも今回の改正が国民の負担を軽減する趣旨によるものであることから、所在図がなければ審査業務に重大な

支障が生じる地区をあらかじめ把握しておき、当該地区に係る申請者に対しては、申請に係る場所の付近の目標となる地物及びその位置を知ることができないときは所在図を求めることがあり得ることを申請の事前に教示するなど適切に対応することとされたい。

オ 保管場所標章番号が申請書に記載されたものを窓口で受理しようとする場合、区画整理等の理由により、申請に係る使用の本拠の位置又は保管場所の位置の地番表示又は住居表示が保管場所管理システムにより確認したデータと異なっていても、申請者からの申告に基づき地図により確認を行うことなどにより、これらが同一の場所であることが確認されたときは、所在図の添付の省略を認めて受理することとされたい。

カ 所在図の添付の省略を認める場合であっても、そのことにより現地調査の省略を認めるものではないことから、所要の現地調査については地図を参照するなどして実施することとされたい。

(2) 届出に関する規定の整備（規則第2条第2項関係）

法第5条等の規定により届出を行う場合についても、(1)と同様に所在図の添付の省略を認めることとするための規定を整備したものであるが、留意事項は次のとおりである。

ア (1)においては、申請の際現に旧自動車を保有していることが要件となるのに対し、本項においては、届出の日前15日以内に旧自動車を手放した場合における届出についても所在図の添付を省略することができることとしている。これは、届出のうち法第7条第1項に基づくものについては、同項により保管場所の位置を変更した日から15日以内に届出を行うこととされていることから、(1)アにおいて述べた形態の自動車に係る取引の際の届出であっても、届出を行う時点で申請者が旧自動車の保有者でなくなっている可能性が考えられるためである。

ただし、旧自動車が手放された日と届出に係る自動車の納車の日が異なる場合であっても、要件を満たすときは、所在図の添付を省略することができるうこととなる。

イ 届出については、規則第1条第3項ただし書きを準用していない。これは、届出においては、基本的に現地調査が予定されておらず、警察署長が所在図の提出を求めてまで届出に係る場所の付近の地物及びその位置を知る必要がないためである。なお、所在図の添付が省略された届出において、保管場所管理システムによる確認等により、要件を満たしていないものであることが判明した際に警察署長がその提出を求めるることは(1)ウと同様である。

ウ 保管場所標章番号が届出書に記載されたものを窓口で受理しようとする場合においても、(1)オと同様に取り扱うこととされたい。

3 様式の改正（別記様式第1号及び別記様式第2号関係）

所在図の添付の省略を認める要件として、旧自動車に表示された保管場所標章に係る保管場所標章番号を申請書又は届出書に記載させることとしたことに伴い、別記様

式第1号及び別記様式第2号に保管場所標章番号欄及び備考の一部を新設することとしたものである。

なお、備考の一部の新設については、保管場所標章番号欄に関し、規則第1条第3項に基づき所在図の添付を省略する場合以外には記載の必要がないことについて注意を促す趣旨によるものである。

おって、誤記載防止のため、保管場所標章番号記載の要否について窓口において教示するなど適切な措置を講ずることとされたい。